



独占禁止法からみる取引適正化

—物流特殊指定の改正と優越的地位の濫用ガイドラインの改定—

令和8年9月8日

弁護士 阿多 侑子

E-mail : ata_y@clo.gr.jp

第1 はじめに

2026年6月17日、公正取引委員会は、①物流特殊指定（「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」）の改正、②「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（以下「優越ガイドライン」といいます。）の改定、及び③製造委託等に係る代金の支払に関する新たな特殊指定（以下「支払告示」といいます。）の新設を公表しました¹。

今回の一連の見直しは、2026年1月1日に施行された「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（通称：取適法／中小受託取引適正化法、旧・下請法）による取引適正化の考え方を、独占禁止法の側からサプライチェーン全体へ広げるものです。本稿では、これらの改正の全体像と実務上のポイントを整理します（なお、③支払告示の詳細については、本稿では取り扱いません。）。

第2 改正の全体像

1 取適法改正を起点とする取引適正化

近年、労務費・原材料費・エネルギーコストが上昇するなか、持続的な賃上げの原資を確保するには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させることが重要とされています。そのため、協議に応じない一方的な価格決定な

¹ 公正取引委員会「(令和8年6月17日)『特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不正な取引方法』、『製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正な取引方法』等について」

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260617_kokuji.html

ど、受注者側に負担を押し付ける商慣習を見直す観点から、下請法が抜本的に改正され、取適法が制定されました²。今回の物流特殊指定の改正と優越ガイドラインの改定は、こうした商慣習の見直しを、取適法の適用対象外となる取引にも反映・拡張するものと位置付けられます。

2 改正のスケジュール

取適法は2025年5月16日に成立し、2026年1月1日に施行されました。その後、2026年3月12日に物流特殊指定改正案・支払告示案・優越ガイドライン改定案が公表され、意見公募と公聴会を経て、同年6月17日に正式公表されています。改定優越ガイドラインは同日から適用され、改正物流特殊指定及び支払告示は2027年4月1日に施行されます。対象となり得る企業には、自社取引の洗い出しや契約・運用の見直しを進めるための準備が求められます。

3 取適法と独占禁止法の役割分担

取適法は、受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護を目的とし（取適法1条）、資本金や従業員数等の客観的基準によって適用範囲を明確にした上で、減額、支払遅延、協議に応じない一方的な代金決定などの禁止行為を具体的に定めています。これにより、簡易・迅速な規制・救済が可能となる一方、これらの基準に該当しない取引は取適法の適用対象外となります。

一方、独占禁止法は、広く事業者間の取引を規律し、公正かつ自由な競争を促進することを目的としています。今回の一連の見直しでは、取適法の適用対象となる取引に限らず、サプライチェーン全体における取引の実態や商慣行にも広く目を向け、**取適法の適用対象外となる取引についても、独占禁止法の枠組みを通じて取引適正化を図る**という役割分担がより明確になっています。

第3 物流特殊指定の改正

1 物流特殊指定とは

物流特殊指定³は、荷主と物流事業者との取引における優越的地位の濫用を効果的に規制することを目的としています。現行の物流特殊指定は、特定荷主が特定物流事業者に対して物品の運送又は保管を委託する取引について、代金の支払遅延、代金の減額、買ったたき等の行為を不公正な取引方法として具体的

² 公正取引委員会・中小企業庁「下請法・下請振興法改正法の概要」（参考資料1）
https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou-setsumeisiryo.pdf

³ 特殊指定とは、特定の事業分野の実情に即して、その事業分野において行われる可能性のある不公正な取引方法の類型を具体的に定め、独禁法2条9項6号の「不公正な取引方法」として指定する告示です。

に指定し、禁止しています。

2 物流関係に関する他の規制との関係

取適法は、運送事業者間における物品の運送等の再委託を「役務提供委託」として、発荷主から元請運送事業者への物品の運送委託を「特定運送委託」として規律の対象としています。

もっとも、同一の行為が物流特殊指定と取適法の双方に違反する場合には、原則として取適法が優先して適用されます。

3 改正の背景—物流の「2024 年問題」

物流特殊指定の改正の背景には、いわゆる物流の「2024 年問題」があります。2024 年 4 月からトラックドライバーの時間外労働に年 960 時間の上限規制が適用され、長時間労働に依存してきた輸送体制の見直しが不可避となりました。何ら対策を講じなければ、営業用トラックの輸送能力が 2024 年度に約 14.2%、2030 年度には約 34.1%不足するおそれがあるとの試算も公表されています⁴。

今回の物流特殊指定の改正は、労働時間の短縮と、実効的な価格協議を通じた運賃の価格転嫁という二つの課題への対応を、独占禁止法の側から補強するものです。

4 改正の概要

改正のうち、①支払遅延の禁止規定への手形払等の追加（新第 1 項第 1 号関係）、②協議に応じない一方的な代金決定の禁止規定の追加（新第 1 項第 7 号関係）、及び③規模要件への従業員基準⁵や優越基準⁶の追加（備考関係）は、取適法への改正で導入された規律と同趣旨であり、取適法と平仄を合わせる規定となっています。

これに対し、④特定着荷主による特定発荷主の利益を不当に害する行為の禁止（新第 2 項関係）は改正により新たに規制対象に加えられており、今回の改正の目玉となっています。

また、⑤取適法上の「役務提供委託」の除外規定の削除（備考第 1 項関係）

⁴ 国土交通省「物流の 2024 年問題について」

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001620626.pdf?ss_ad_code=hitachisystems220217

⁵ 常時使用する従業員数 300 人を超えるか、それ以下かが、「特定荷主」「特定物流事業者」「特定着荷主」「特定発荷主」の該当性を判断する一つの基準となります（備考各項第 3 号）。

⁶ 取引上優越した地位にあるか、劣っているかが「特定荷主」「特定物流事業者」「特定着荷主」「特定発荷主」の該当性を判断する一つの基準となります（備考各項第 4 号）。

により、役務提供委託に該当する取引も物流特殊指定の適用対象となります。

5 特定着荷主による特定発荷主の利益を不当に害する行為の禁止

(1) 概要

特定着荷主が特定発荷主に対し、①運送の役務以外の役務その他の経済上の利益を自己のために提供させること（契約外の荷役・荷待ち等の附帯作業等）、②運送の内容を変更させ、または運送後にやり直しをさせることが、新たな禁止行為として位置付けられました。あわせて、報復措置の禁止の主体・保護対象にも特定着荷主・特定発荷主が追加されています。

(2) 改正の背景―着荷主による実運送事業者への契約外作業の要請

物流の現場には、発荷主、元請運送事業者、実運送事業者、着荷主など複数の当事者が関与していますが、納入時刻、リードタイム、頻度、ロット等の物流条件を実質的に決め、荷下ろしの現場で実運送事業者の作業内容に影響を与えるのは着荷主である場合が少なくありません。

一方で、通常、着荷主と実運送事業者との間に直接の契約関係がないため、荷待ち・荷役等の対価を両者が直接交渉することは通常想定されていません。また、積み込み、荷造り、仕分け、検品、ラベル貼り、パレット作業等の附帯作業が発生しても、その範囲が契約上明確でなかったり、十分な対価を収受できていなかったりする実態も指摘されています⁷。

このため、着荷主が運送契約の当事者でないまま、運送事業者に対して発荷主との取引条件に含まれない作業を現場で事実上強要し、運送事業者がこれに応じた適切な費用を収受できないといった問題が存在していました。

(3) 規制の建付け

取適法が発荷主と運送事業者の取引を規制対象としても、契約当事者ではない着荷主にはその規律が直接届きません。そこで、今回の着荷主規制は、着荷主と実運送事業者との間を直接規制するのではなく、着荷主と発荷主との取引関係を通じて規律するという建付けを採っています。

着荷主のもとへ貨物を運ぶドライバーを発荷主（または元請運送事業者）の履行補助者と捉え、その役務を無償で提供させることを、着荷主から発荷主に対する経済上の利益の提供要請として評価する考え方を前提としつつ、現場で生じる附帯作業等の負担を発荷主と着荷主間の取引関係を通じて捉える点が、

⁷ 企業取引研究会（第3回）議事録（令和7年11月18日）
https://www.jftc.go.jp/file/kigyotorihiki_r7_gijiroku3.pdf

今回の規制の特徴になっています。

(4) 改正による影響

着荷主規制への対応として、発荷主としては、契約段階で運送役務の範囲、荷下ろし方法、附帯作業の有無、対価を具体的に明確化し、その内容を荷物の受取り現場まで共有することが重要です。また、現場で後発的に附帯作業が生じた場合に、実運送事業者から発荷主へ、さらに発荷主から着荷主へと費用を確実に請求できる仕組みを整えることも課題となります⁸。

他方、着荷主だけに原因を帰することができないケース⁹や既存の物流規制との関係もあり、具体的な運用については今後の実務の蓄積を注視する必要があります。

第4 優越ガイドラインの改定

1 価格の水準だけでなく「協議のプロセス」を重視

取適法では、「協議を適切に行わない代金額の決定」というプロセスに着目した禁止行為が導入されました。しかし、この規律は取適法が適用される取引に限られます。そこで優越ガイドラインの改定では、取適法の対象外の取引についても、実効的な価格協議が行われたかどうかを、優越的地位の濫用の判断における考慮要素とすることを明確にしています。

2 改定の内容

優越的ガイドラインは、独占禁止法2条9項5号の「優越的地位の濫用」について、どのような場合に違反となるのかを具体化したガイドラインであり、今回の改定で具体的な行為類型ごとに下記の想定例が追加されました。

取引の対価の一方的決定（第4-3(5)ア）については、①量産終了後の補給品で製造費用が大幅に上昇しているのに単価引上げの協議を拒否・無視して従前単価を一方的に定める例、②取引の減少・打切りを示唆して協議なく著しく低い（または高い）対価を定める例、③労務費・原材料費・エネルギーコスト等の上昇に関する資料に基づく単価引上げ協議を求められたのに、理由の説明や根拠資料の提供をせず一方的に単価を据え置く例、④短納期の急な発注により

⁸ 公正取引委員会「企業取引研究会（第3回）議事録」（令和7年11月18日）／「企業取引研究会（第4回）議事録」（令和7年11月18日）

https://www.jftc.go.jp/file/kigyotorihiki_r7_gijiroku3.pdf
https://www.jftc.go.jp/file/kigyotorihiki_r7_gijiroku4.pdf

⁹ 例えば、広大な工場等で着荷主自身が認識しないまま附帯業務が発生する場合や、物流センターの運営自体が委託されている場合には、原因関係が複雑になります。

コストが大幅に増加したのに通常納期の場合と同一単価に据え置く例が追加されています。

また、受領拒否（第 4-3(1)）について、商慣行のみ¹⁰を理由として一方的に受領を拒否する例や、製造日付順の納品管理を困難にさせておきながら一方的に商慣行を理由に商品の受領を拒否する例が追加されました。

さらに、支払手段（第 4-3(5)ウ）についても、取引の相手方に通常よりも割高な割引料を負担させる支払手段の想定例が、手形から電子記録債権へ拡大・現代化されています。

3 改定による影響

今回の改定により、結果として決められた価格及びその水準だけでなく、単価引上げ等の申入れに対して協議に応じたか、据置きとする場合に理由を説明したか、相手方が提示した根拠資料に向き合ったか、といった交渉過程そのものが独占禁止法上の評価対象となることが明確になり、交渉の段階から、相手方への説明や交渉方法にも十分配慮することの重要性が再確認されました。

第5 企業に求められる実務対応

1 自社が「着荷主」となる取引の点検

自社が着荷主となる取引を洗い出し、規模要件等を満たす取引の有無を確認する必要があります。該当する取引では、受取り現場において実運送事業者へ契約外の荷待ちや荷役等を求めることがないよう、契約内容と現場運用を一致させることが重要です。物流部門だけでなく、購買部門、営業部門、工場・物流センター等を含めた社内周知が必要となる場合もあります。

2 価格協議のプロセスを管理する

単価引上げの申入れを受けた場合には、申入れを放置せず協議に応じ、価格を据え置くのであれば、その理由を説明し、相手方から提出された資料を踏まえて検討したことが分かるようにすることが重要です。面談記録、メール、社内決裁資料等により、協議の経緯を事後的に説明できる状態を整えておくことが望まれます。

¹⁰ 飲食料品の製造年月日から賞味期限までの期間のうち、製造年月日から最初の3分の1に当たる日までに商品を納品しなければならないという「3分の1ルール」や、既に納品した商品の賞味期限等より1日でも前の賞味期限等の商品を納品することは認められないという「日付逆転品の納品禁止ルール」があげられています。

3 取適法の対象／対象外で截然と分けない

従来、取適法の適用対象となる取引と対象外の取引で、支払条件や価格協議への対応を分けていた企業は、運用の見直しが必要です。今回の物流特殊指定、優越ガイドライン、支払告示によって、取適法の考え方がその適用対象外の取引にも広がります。取適法の形式的な適用判定だけで対応を終えるのではなく、サプライチェーン全体の取引条件と交渉プロセスを横断的に点検することが重要です。

第6 おわりに

今回の一連の改正は、独占禁止法上の措置でありながら、その根底には取適法と共通する「取引適正化」の考え方があります。取適法が客観的な基準によって適用範囲を画する一方、物流特殊指定・優越ガイドライン・支払告示がその外側を補い、サプライチェーン全体をカバーする構図です。

改定優越ガイドラインはすでに適用されており、改正物流特殊指定と支払告示は2027年4月1日に施行されます。企業においては、自社が着荷主となる取引の把握、契約内容と現場運用の整合、附帯作業の対価請求の仕組み、価格協議の記録・説明体制などについて、優先順位を付けて準備を進めることが望まれます。

以上

当事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)